

令和4年8月23日

特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の特定適格消費者団体につきまして、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の規定に基づき、特定適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認めましたので、お知らせします。

記

団体名 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

(法人番号 6120005010084)

代表者 藤井 克裕、片山 登志子

住 所 大阪市中央区南新町一丁目2番4号椿本ビル5階502号室

被害回復関係業務を行う事務所の所在地

大阪市中央区南新町一丁目2番4号椿本ビル5階502号室

申請日 令和4年6月1日

目的 この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。
(定款第3条)

活動実績 健康食品販売事業者に対する差止請求（商品の内容に関する優良誤認表示）等

特定認定の有効期間の更新をした日 令和4年8月19日

（更新後の特定認定の有効期間は、令和7年8月22日まで）

以上

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者制度課

TEL : 03(3507)8800（代表）